主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人渡部利佐久の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張を 出でないものであり、同木下敬和の上告趣意は量刑不当の主張に帰し、同今西貞夫 の上告趣意は、量刑不当、事実誤認の主張であり、同鈴木義男の上告趣意は、違憲 をいう点もあるが、実質は、事実誤認、単なる法令違反の主張に帰し、また、被告 人本人の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張を出でないもの であつて、すべて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(なお、原判決の判断は 正当である。そして、本件定員過剰乗船は、被告人の本件運航上の注意義務を重か らしめても軽からしめるものとは認められない。されば、本件につき同四一一条一 号ないし三号を適用すべきものとは認められない。)

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和三五年一一月二四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎		藤	悠	輔
裁判官	入		江	俊	郎
裁判官	下	飯	坂	潤	夫
裁判官	高		木	常	七